

共通申込資格

次の(1)から(4)のすべての条件を満たしている必要があります。

(1)収入基準に合う方。

所定の計算方法で算出した月収額が158,000円以下(ただし、身体障がい者などの裁量世帯に該当する方は214,000円以下)の方。※なお、入居予定者全員の収入が対象です。

(2)現在、住宅に困っている方。

(3)申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務をしている(勤務をすることが確実な場合を含む)方。

(4)過去に府営住宅に入居していた方については、現に家賃の未納がなく、かつ、規則で定める不正な使用(無断退去など)をしたことがないこと。